

議案第 27 号

久喜市都市公園条例の一部を改正する条例

久喜市都市公園条例(平成22年久喜市条例第209号)の一部を次のように改正する。

第1条の4に次の1項を加える。

- 4 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

都市公園法施行令の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。